

質問第三号

入国管理局の収容施設の収容者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年七月十六日

福島 瑞穂

参議院議長 斎藤 十朗殿

入国管理局の収容施設の収容者に関する質問主意書

入国管理局の収容施設（収容所及び収容場）に現在収容されている人のうち、退去強制令状が発布された後の収容期間が、（一）六ヶ月未満の者、（二）六ヶ月以上三年未満の者及び（三）三年以上の者の人数をそれぞれ国籍別、男女別、年齢別、収容施設別及び退去強制が執行できない理由別に明らかにされたい。なお（三）については、事例ごとに、収容期間、国籍、男女別、年齢、収容施設及び退去強制が執行できない理由を明らかにされたい。

右質問する。